

(別紙1)

公募型プロポーザル・デザインビルド方式に係る 手続開始の公示

次のとおり参加表明書の募集要項配布並びに提案書の提出手続を開始します。

平成 24年 8月 27日

一宮町長 玉川 孫一郎

1. 事業概要等

- (1) 事業名 一宮町役場新庁舎建設事業
- (2) 事業内容 一宮町役場新庁舎に係る設計、工事監理及び建築工事
現庁舎解体工事に係る設計及び工事監理
外構工事に係る設計及び工事監理
- (3) 事業箇所 千葉県長生郡一宮町一宮 2457 番地
- (4) 設計業務履行期限(予定) 平成25年 6月30日
- (5) 工事履行期限 平成26年10月31日
- (6) その他 デザインビルド方式により契約を行う。
- (7) 予定価格 620,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (8) 最低制限価格 558,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2. 参加表明者(応募する者)の資格要件

- (1) 応募する者の必要な資格は、次の各号に定めるとおりとする。なお、配置する技術者は、参加表明書の提出期限の日において6か月以上直接的かつ恒常的雇用関係を有していなければならない。
 - ア 次の(ア)から(キ)までのいずれにも該当しない者
 - (ア) 成年被後見人
 - (イ) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

- (ウ) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (エ) 民法第 16 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (オ) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (カ) 破産者で復権を得ない者
- (キ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後、2 年を経過した者を除く。）又は、その者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- イ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から 2 年間を経過しない者又は当該公示の日の前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者ではないこと。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者ではないこと。
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者ではないこと。
- オ 一宮町建設工事請負業者等指名停止措置要領、千葉県建設工事請負業者指名停止措置要領又は千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止の措置を受けていない者
- カ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定に基づく建築工事業における特定建設業の許可を受けている者
- キ 公示の日から参加表明書の提出期限の日までの期間に、建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分を受けていない者（国土交通大臣の許可は関東地方整備局管轄区域の処分、都道府県知事の許可は千葉県の処分とし、業種は問わない。）
- ク 平成 24・25 年度一宮町建設工事等入札参加業者名簿の建設工事部門において、工事種別が「建築一式工事」として登載されている者
- ケ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者
- コ 公示の日から参加表明書の提出期限の日までの期間に、建築士法第 26 条第 2 項の規定による監督処分を受けていない者（処分を受けた地域を問わない。）
- サ 単独企業であること。

- シ 当該設計業務に管理技術者1名及び担当技術者を1名以上配置できる者
- ス 当該設計業務に配置する管理技術者が、建築士法第4条第1項の規定に基づく一級建築士である者
- セ 当該工事に、建設業法第26条第4項の規定に基づく監理技術者を専任で配置できる者
- ソ 当該工事に、当該設計業務を行った管理技術者若しくは担当技術者が技術的な監理を行える者
- タ 過去10年間に国、地方公共団体又は特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条に規定する特殊法人等をいう。）が発注した、工事費5億円以上かつ延床面積2,000㎡以上の建築工事を元請として完成させた実績のある者（過去10年間とは、平成14年度から平成23年度までに完了したものをいう。）（共同企業体による施工の場合にあっては、代表者のものに限る。）

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 会社の設計部門の実力（業務経歴等）
建築設計実績、技術者数、有資格者数など
- (2) 設計担当チームの能力（技術職員の経験と能力）
管理技術者及び担当技術者の資格・経験、建築工事設計実績、繁忙度など
- (3) 会社の施工部門の実力（工事实績）
建築工事实績、技術者数、有資格者数など
- (4) 施工担当チームの能力（技術職員の経験と能力）
監理技術者又は主任技術者の資格・経験、建築工事实績など

4. 技術提案書の提出者の選定通知

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、本事業における技術提案書の提出者として選定されたものに対して、選定された旨を書面により通知する。
- (2) 参加表明書を提出した者のうち、本事業において選定されなかったものに対して、選定されなかった事由を書面により通知する。

5. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 担当チームの対応（事業の実施方針・手法及び提案）

提案の的確性・実現性（工法特性・現場の施工性）、環境への配慮、工程計画、防災対策の提案、コスト削減の提案、創意工夫の提案などの妥当性

6. 手続き等

(1) 担当事務局 一宮町役場まちづくり推進課

〒299-4396 千葉県長生郡一宮町一宮 2457 番地

電話 0475(42)2113（直通） FAX 0475(42)2465

e-mail machi@town.ichinomiya.chiba.jp

一宮町ホームページ

URL <http://www.town.ichinomiya.chiba.jp/>

以下、手続き場所は特に指定がない限り上記の場所に持参又は郵送とする。

郵便の場合は、書留郵便に限り、期限内に必着とすること。

FAX 又は電子メールが可の場合は、期限内に着信を確認すること。

窓口での閲覧・提出・問い合わせについては、平日午前9時から正午、午後1時から午後5時の間とする。

以下、手続きに関する各書式、要領等は、特に指定がない限り一宮町ホームページに掲載する。

(2) 公募型プロポーザル・デザイン・ビルド方式説明書の配布について

（配布期間） 公示後から平成24年9月10日午後5時まで

（配布場所） 事務局及び一宮町ホームページからダウンロード可能

(3) 参加表明書作成要領の配布について

（配布期間） 公示後から平成24年9月10日5時まで

（配布場所） 事務局及び一宮町ホームページからダウンロード可能

(4) 参加表明書の提出期限等について

（提出期限） 平成24年9月18日 午後5時まで

（提出方法） 持参又は郵送

（提出部数） 正1部（社印・代表者印入り）、副19部（会社名は一切記載なし）

- (5) 技術提案書の提出者の選定又は非選定の通知について
(通知日程) 平成 24 年 9 月 25 日 (予定)
(通知方法) 書面にて通知
- (6) 技術提案書作成要領書等の配付について
平成 24 年 9 月 25 日 (予定)の選定通知後、該当者に別途連絡を行う。
- (7) 技術提案書作成要領書等に対する質疑書の提出について
技術提案書作成要領書に記載する。
- (8) 技術提案書作成要領書等に対する質疑書の回答書閲覧について
技術提案書作成要領書に記載する。
- (9) 技術提案書の提出期限等について
(提出期限) 平成 24 年 12 月 14 日までの執務時間内
提出方法等の詳細は技術提案書作成要領書に記載する。
- (10) 技術提案書の特定の通知又は非特定の通知について
(通知日程) 平成 25 年 1 月 18 日 (予定)
(通知方法) 書面にて行う

7. その他

- (1) 契約関係
別添建設工事請負契約書 (案) による。
- (2) 技術提案書の特定をされた者は、建設工事請負仮契約を締結する。
- (3) この契約は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定による議会の議決事件であるので、一宮町議会の議決を得るまでの間は、仮契約とし、議会で可決された日から効力が生じる。このため、議会で可決されない場合は、契約は無効となり、町は損害賠償の責は負わないものとする。
- (4) 参加表明書の提出者が 2 者に満たない場合は、本事業に係る公募型プロポーザル・デザインビルドは成立しないものとする。